

## 5 解散をする場合

NPO法人は、次の事由により解散します。

### 【解散事由】

(1) 社員総会の決議	(5) 合併
(2) 定款で定めた解散事由の発生	(6) 破産手続開始の決定
(3) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	(7) 設立の認証の取消し
(4) 社員の欠亡（ひとりもいなくなること）	

### 【 社員総会の決議により解散する場合の手続の流れ 】

- ① 社員総会の開催（112ページの議事録例を参照）
  - ・NPO法人の解散について意思決定をします。
  - ・残余財産の処分方法について決定します。
  - ・清算人を選任します。（原則として理事が清算人に就任します。総会でその他の者を選任することも可能です。）
- ② 解散の登記〔法務局〕
  - ・清算人は、法務局にNPO法人の解散と清算人を登記します。（主たる事務所所在地は2週間以内、従たる事務所所在地は3週間以内に登記が必要です。併せて清算人の印鑑を登記します。）
  - ・解散の登記をした時点で、NPO法人は「清算法人」となり、清算の範囲内で存続することとなります。
- ③ 解散届出書の提出〔高槻市〕
  - ・清算人は、高槻市長へ「解散届出書」を提出します。（添付書類：解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書）（114ページを参照）
- ④ 解散公告
  - ・清算人は、就職の日から遅滞なく公告を行い、債権者に一定の期間内に請求の申し出を催促します。（公告は、NPO法の規定により「官報」で行うこととされていますが、定款に、官報以外の方法を併せて行う規定を置いている場合にあっては（ア）解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告及び（イ）清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告については、定款に定められた公告方法に加え、官報に掲載して行う必要があります。）
- ⑤ 清算の結了
  - ・清算人は、定款に残余財産の帰属先の定めがない場合、「残余財産譲渡認証申請書」を高槻市長に提出します。（117ページを参照）
  - ・清算人は、債権者に債務の支払等を行い、残余財産を帰属先に引き渡します。
  - ・清算人は、法務局に清算結了の登記をします。（法人格の消滅）
- ⑥ 清算結了届出書の提出〔高槻市〕
  - ・清算人は、高槻市長に「清算結了届出書」を提出します。（添付書類：清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書）（115ページを参照）

### 官報について

官報は「法令の公布紙・国の広報誌」として明治16年7月2日に創刊された全国紙です。

NPO法では、解散の公告は官報で行うことと規定されています。

公告の方法や料金については、官報販売所にお問い合わせください。

大阪地区官報販売所（株）かんぼう 大阪市西区江戸堀1-2-14 <肥後橋駅5号A出口前>

Tel 06-6443-2171

大阪市中央区谷町2-8-1 大手前M2ビル6階

Tel 06-6942-2174



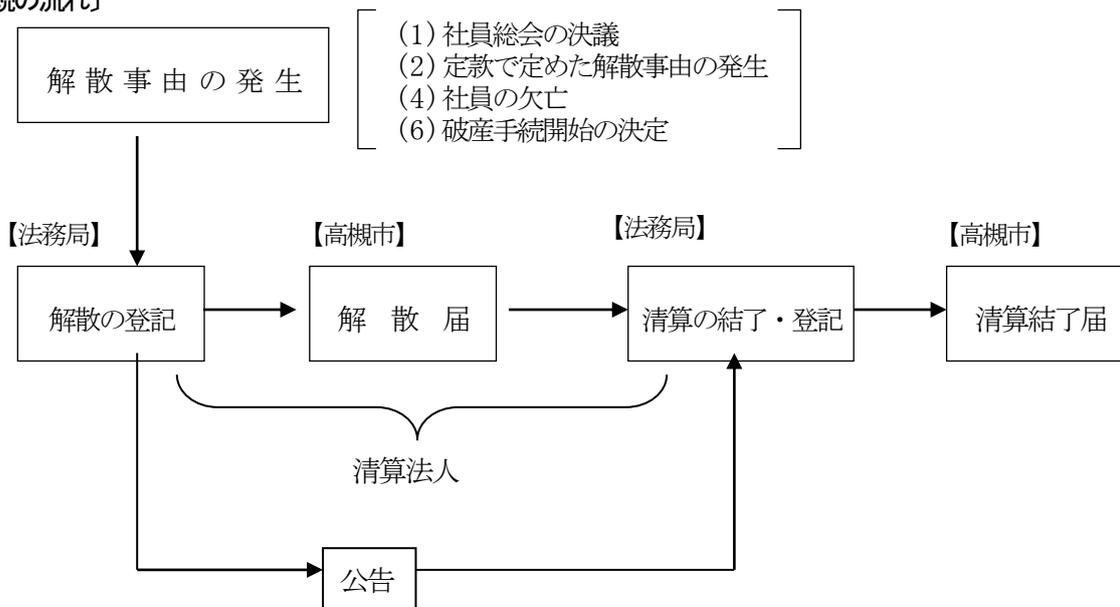
### (1) 解散届

法人が、〔解散事由〕の(1)、(2)、(4)、(6)により解散した場合は、清算人は、高槻市長に届出を行う必要があります。

#### 〔必要な書類〕

順番	書類の名称	ページ	部数	チェック
1	特定非営利活動法人解散届出書 (様式第9号(第10条関係))	114	1部	
2	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書 (原本)		1部	

#### 〔手順の流れ〕



清算人は、遅滞なく公告を1回、官報に掲載し、債権者に一定の期間内に債権の申出を催促します。

【様式第9号（第10条関係）】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

# 特定非営利活動法人解散届出書

令和 年 月 日

（宛先）高槻市長

特定非営利活動法人の名称

清算人 住 所

ふりがな

氏 名

電 話 番 号 ( )

清算人の住所・氏名を  
記載してください。

特定非営利活動法人を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、次のとおり届出をします。

解散した特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地	解散の事由を記載してください。 1号 社員総会の決議 2号 定款で定めた解散事由の発生 4号 社員の欠亡 6号 破産手続開始の決定
解散の事由	特定非営利活動促進法第31条第1項第_____号による解散
解散の理由及び経緯	解散の理由及び経緯について具体的に記載してください。
残余財産の処分方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款に定めがある場合は、「他のNPO法人」「国又は地方公共団体」「公益社団・公益財団法人」「学校法人」「社会福祉法人」「更生保護法人」のうち定款に定めた者に帰属します。</li> <li>・また、定款に定めがない場合は、知事の認証を得ることで、国又は地方公共団体に帰属させることができます。</li> <li>・上記以外の場合は、国庫に帰属します。</li> </ul>
添付書類	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書
備考	下線部には、解散事由に応じて1、2、4又は6を記入すること。

## (2) 清算終了届

清算人は、清算終了後に、登記事項証明書を添えて、高槻市長に届出を行う必要があります。

### 〔必要な書類〕

順番	書類の名称	ページ	部数	チェック
1	特定非営利活動法人清算終了届出書 (様式第13号(第14条関係))	115	1部	
2	当該届出に係る特定非営利活動法人の清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書(原本)		1部	

【様式第13号(第14条関係)】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

1部提出

# 特定非営利活動法人清算終了届出書

令和 年 月 日

(宛先)高槻市長

特定非営利活動法人〇〇〇〇と  
記載する。

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称

清算人の住所・氏名を  
記載してください。

清算人 住 所  
ふ り が な  
氏 名  
電 話 番 号 ( )

特定非営利活動法人 \_\_\_\_\_ の清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届出をします。

(添付書類)

当該届出に係る特定非営利活動法人の清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書

(備考)

下線部には、法人名を記入すること。

### (3) 解散認定申請

NPO法人が、「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」により解散しようとする場合は、高槻市長の認定を受けなければなりません。これは、法人の活動目的である事業の成功が確定的に不可能となった場合、当該法人が存続している意味はなくなりますが、事業の成功が不能であるか否かについては不明確な場合があり得ることから所轄庁による認定が必要とされているためです。

#### 【必要な書類】

順番	書類の名称	ページ	部数	チェック
1	特定非営利活動法人解散認定申請書 (様式第8号(第9条関係))	116	1部	
2	特定非営利活動法人の目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書類		1部	

【様式第8号(第9条関係)】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

1部提出

## 特定非営利活動法人解散認定申請書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

定款で規定した正式名称を記載してください。例: 特定非営利活動法人〇〇、NPO法人〇等

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
ふりがな  
代表者の氏名  
主たる事務所の電話番号 ( )

特定非営利活動法人を解散することについて、特定非営利活動促進法第31条第2項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

事業の成功が不能となるに至った理由及び経緯について具体的に記載してください。

残余財産の処分方法

- ・定款に定めがある場合は、「他のNPO法人」「国又は地方公共団体」「公益社団・公益財団法人」「学校法人」「社会福祉法人」「更生保護法人」のうち定款に定めた者に帰属します。
- ・また、定款に定めがない場合は、知事の認証を得ることで、国又は地方公共団体に帰属させることができます。
- ・上記以外の場合は、国庫に帰属します。

添付書類

特定非営利活動法人の目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面

#### (4) 残余財産の譲渡の認証

解散したNPO法人の残余財産の帰属先について、定款に定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡する場合を除き、国庫に帰属します。

国又は地方公共団体に譲渡しようとする場合は、高槻市長に認証申請を行い、認証を受ける必要があります。

残余財産の帰属先について定款に定めがなく、NPO法に定める他の法人へ譲渡しようとする場合は、解散前に社員総会を開催し、定款に具体的な帰属先を明記するための定款変更認証申請を行う必要があります。

#### 〔必要な書類〕

順番	書類の名称	ページ	部数	チェック
1	特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書 (様式第10号(第11条関係))	117	1部	

【様式第10号(第11条関係)】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

1部提出

## 特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

清算人の住所・氏名を  
記載してください。

特定非営利活動法人の名称  
清算人 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電 話 番 号 ( )

解散した特定非営利活動法人の残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、次のとおり申請します。

解散した特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地	
譲渡すべき残余財産	
残余財産の譲渡を受ける者	譲渡を受ける者の欄には、国又は地方公共団体の名称を記載してください。 なお、譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載してください。
上記の譲渡を受ける者を決定した理由	上記の譲渡を受ける者を決定した理由を具体的に記載してください。

